**年　　月　　日**

**事業所名**

**代表者名**

職場のハラスメントは許しません!

**相談**

**窓口**

相　談　窓　口

**所属　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　連絡先・メールアドレス**

**所属　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　連絡先・メールアドレス**

**○電話等での相談も受け付けますので、一人で悩まずご相談ください。**

**○相談には公平に、相談者や行為者のプライバシーを守って対応します。**

**○相談者や事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いは行いません。**

**セクハラ**

**労働者の意に反する性的な言動に対する対応（拒否や抵抗）により、その労働者が不利益を受けたり、**

**就業環境が害されること**



（例）・性的な冗談、からかい、質問　・身体への不必要な接触　・交際・性的関係の強要

・拒否を行った労働者に対する労働条件の引き下げ

（注）同性間や性的指向又は性自認に関わらず、性的言動はセクハラ

（例）・相手に物を投げつける　・人格を否定するような言動

・業務とは関係ない私的な雑用の処理を強制的に行わせる

・一人の労働者を同僚が集団で無視し、職場で孤立させる

・職場外でも継続的に監視する

・気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない

**ケア（介護）ハラ**

**上司・同僚からの言動により、介護休業等の制度を利用する（利用した）労働者の就業環境が害されること**

（例）・介護休暇を取ろうとしたところ、同僚から「休みの日にして欲しい」と何度も言われ、取得できない

　・介護休業の取得について、上司に相談したところ、「昇進はない」と言われた

**パワハラ**

**職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲**

**を超えたものにより、労働者の就業環境が害されること**

（例）・上司に妊娠を報告したら「早めに辞めてもらうしかない」と言われた

・育児休業の取得を上司に相談したところ「男性が育児休業を取るなんてありえない」と言われ、

取得をためらっている

・同僚から「忙しい時期に妊娠するのは避けてほしかった」と繰り返し言われ、体調を崩した

**マタハラ・パタハラ**

**上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した**

**男女労働者の就業環境が害されること**





○　短時間労働者や派遣労働者などすべての人が対象です。

○　ハラスメントを行った者には、就業規則に従い懲戒処分を行うなど厳正に対処します。

○　ハラスメントは行ってはならないものであり、他の労働者に対する言動に注意を払うよう心がけましょう。

○　性別役割分担意識に基づく言動、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動、コミュニケーション不足は、ハラスメントの発生の原因や背景と

なることがありますので、注意しましょう。

* 妊娠・出産・育児や介護を行う方が利用できる制度があるので、相談してください。